

令和 8 年度 第 1 回 市川市公共交通協議会

令和 8 年 5 月 2 7 日（水） 1 4 時

市川市役所 第 2 庁舎 4 階大会議室 1

会 議 次 第

1. 規約および規程の別表の改正について
2. 令和 7 年度 (1) 事業報告及び (2) 歳入歳出決算について
3. 令和 8 年度 (1) 事業計画及び (2) 歳入歳出予算について
4. コミュニティバス北東部ルート運行状況について
5. デマンド型乗合タクシー検証実験運行について
6. バス運転士・タクシー乗務員の不足に対する取組について
7. その他

市川市公共交通協議会委員

	区分	対象組織	氏名	会長 副会長	役職
1	学識経験者	交通工学学識経験者	藤井 敬宏	会長	日本大学理工学部 非常勤講師/博士(工学)
2	公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト株式会社	戸澤 健太郎	副会長	営業部長
3		京成タクシーセントラル株式会社	三輪 武士		代表取締役社長
4		有限会社武藤自動車	武藤 厚		代表取締役
5	公共交通関係団体	一般社団法人 千葉県バス協会	成田 斉		専務理事
6		一般社団法人 千葉県タクシー協会	木嶋 譲		理事／京葉西部地区タクシー 運営委員会 委員長
7	地域公共交通の 利用者	市川市コミュニティバス 実行委員会	奥山 浩康		北東部ルート実行委員会 実行委員長
8			稲垣 カツ	監査	南部ルート実行委員会 実行委員長
9	運輸支局	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	菅井 規		首席運輸企画専門官
10	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	島倉 照勝		副所長
11		東日本高速道路株式会社 関東支社千葉工事事務所	大田 寛		副所長
12		千葉県葛南土木事務所	湯浅 康弘		次長
13		市川市	本多 穰		道路管理課 課長
14	公安委員会	市川警察署	中山 大樹		交通課長
15		行徳警察署	幸地 要		交通課長
16	市町村	市川市	磯部 高志	監査	道路交通部 部長
17	一般旅客自動車運 送事業者の運転者 が組織する団体	京成バス労働組合	菅谷 直人		市川分会 分会長
18		千葉ウエスト塩浜・舞浜労働組合	高橋 賢司		塩浜分会 分会長

令和8年度第1回市川市公共交通協議会（座席表）

日時: 令和8年5月27日（水） 14時

場所: 市川市役所第2庁舎 4階 大会議室1

京成バス千葉ウエスト株式会社
日本大学理工学部
非常勤講師 博士(工学)
国土交通省
千葉運輸支局

戸澤 委員
藤井 会長
菅井 委員

--	--	--

京成タクシーセントラル
株式会社

三輪 委員

一般社団法人
有限会社武藤自動車

武藤 委員

一般社団法人
千葉県バス協会(委員代理)

田中 様

千葉県タクシー協会

木嶋 委員

京成バス労働組合

菅谷 委員

千葉ウエスト塩浜・舞浜
労働組合

高橋 委員

ヒノデ第一交通株式会社
市川営業所

畑中 様

ヒノデ第一交通
千葉労働組合

萩生田 様

国土交通省
首都国道事務所

島倉 委員

千葉県
葛南土木事務所

湯浅 委員

行徳警察署

幸地 委員

コミュニティバス北東部ルート
実行委員会

奥山 委員

コミュニティバス南部ルート
実行委員会

稲垣 委員

市川市道路管理課
(委員代理)

杉山

市川市道路交通部
(委員代理)

高石

--	--	--

事務局 事務局 事務局

--	--	--

1. 規約および規程の別表の改正について

1. 趣旨

市川市公共交通協議会規約(以下、本協議会規約)の別表1並びに、バス交通分科会規程、地方版図柄入りナンバープレート分科会規程(以下、各規程)の別表につきまして、京成電鉄株式会社のバス事業の事業再編に伴う改正について何うもの。

2. 改正内容について

(1) 令和 8 年 4 月 1 日付改正

バス事業再編に伴い、本協議会規約別表 1 の対象組織・役職並びに各規程別表の対象組織・役職を別紙 1 のとおり修正

(2) 副会長の変更について

バス事業再編に伴い、以下のとおり市川市公共交通協議会規約第5条第1項に基づき、会長より副会長の指名がありました。

従前:京成バス株式会社

三浦 裕樹

営業部長

従後:京成バス千葉ウエスト株式会社

戸澤 健太郎

営業部長

3. 修正箇所新旧対象

(1) 令和 8 年 4 月 1 日付改正

①市川市公共交通協議会規約 別表 1 抜粋

【現行】

区 分	対象組織	役 職
市町村	市川市	道路交通部長
公共交通事業者	京成バス株式会社 京成バス千葉ウエスト株式会社 京成タクシーセントラル株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 部長 代表取締役社長 代表取締役
中略		
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成バス千葉ウエスト株式会社	市川分会 分会長 塩浜営業所 従業員代表



【修正後】

区 分	対象組織	役 職
市町村	市川市	道路交通部長
公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト株式会社 京成タクシーセントラル株式会社 有限会社武藤自動車	部長 代表取締役社長 代表取締役
中略		
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 千葉ウエスト塩浜・舞浜労働組合	市川分会 分会長 塩浜分会 分会長

②バス交通分科会規程 別表抜粋

【現行】

	区分	対象組織	職名
1	公共交通事業者	京成バス(株)	乗合営業課長
2		京成バス千葉ウエスト(株)	課長
3	道路管理者	首都国道事務所	調査設計課長
4		東日本高速道路(株) 関東支社千葉工事事務所	工務課長
5		葛南土木事務所	調整課長
6		市川市	道路管理課長



【修正後】

	区分	対象組織	職名
1	公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト(株)	課長
2	道路管理者	首都国道事務所	調査設計課長
3		東日本高速道路(株) 関東支社千葉工事事務所	工務課長
4		葛南土木事務所	調整課長
5		市川市	道路管理課長

③地方版図柄入りナンバープレート分科会規程 別表抜粋

【現行】

	区分	対象組織	役職
1	公共交通事業者	京成バス(株)	乗合営業課長
2		京成バス千葉ウエスト(株)	課長
3	学識経験者	デザイン選定に係る専門知識を有する者	大学教授
4	実務経験者	デザイン作成等に係る専門技能を有する者	デザイナー
5	公安委員会	市川警察署	交通課長
6		行徳警察署	交通課長
7	観光事業者	市川市観光協会	事務局長
8	市町村	市川市	企画課長
9	市町村(事務局)	市川市	交通計画課長



【修正後】

	区分	対象組織	役職
1	公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト(株)	課長
2	学識経験者	デザイン選定に係る専門知識を有する者	大学教授
3	実務経験者	デザイン作成等に係る専門技能を有する者	デザイナー
4	公安委員会	市川警察署	交通課長
5		行徳警察署	交通課長
6	観光事業者	市川市観光協会	事務局長
7	市町村	市川市	企画課長
8	市町村(事務局)	市川市	交通計画課長

(案)

市川市公共交通協議会規約

(目的)

第1条 市川市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。）による規程に基づき、地域の関係者の連絡調整を図り、市川市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定に関する協議並びに地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整を行うほか、公共交通の利用促進等に向けた関係者間の協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様に関すること（運賃及び料金設定に関するものを除く）
- (5) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長1名及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、別表1に掲げる委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表しその会を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第7条 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(報償)

第8条 委員には、報償を支給する。

- 2 会長には日額 9,100 円を支給するものとする。
- 3 会長以外の委員には日額 2,500 円を支給するものとする。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が委員を召集し議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし次の各号に定める場合は非公開とすることができる。
 - (1) 会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき
 - (2) 個人情報の漏洩の恐れがあるとき
- 7 協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面開催)

第10条 会長は、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(以下「書面開催」という。)

- 2 前項の書面開催による会議においては、第8条及び前条第1項から第3項及び第5項から第8項までの規定を準用する。

(協議録)

第11条 会議については、協議録を作成しなければならない。

- 2 協議録には次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 出席した委員
 - (3) 協議内容
- 3 作成された協議録は会長の承認により確定するものとする。

(分科会)

第12条 第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会をおくことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、必要となる分科会に応じて会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市川市道路交通部交通計画課に置く。

3 事務局には事務局長を置き、市川市道路交通部交通計画課長をもって充てる。

4 事務局員は、市川市道路交通部交通計画課職員をもって充てる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

6 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、事務局長が会議を招集し、新たな議長が決まるまで仮議長として会議の運営にあたる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。

2 協議会に監査委員2人を置く

3 協議会の出納監査は監査委員が行う。

4 監査委員は監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成21年1月15日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は平成23年11月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は平成27年5月11日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和6年10月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和7年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和7年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	対象組織	役 職
市町村	市川市	道路交通部長
公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト株式会社 京成タクシーセントラル株式会社 有限会社武藤自動車	部長 代表取締役社長 代表取締役
各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長
地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長
運輸支局	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸企画専門官
学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教員
道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路(株)関東支社 千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所 市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長
公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長
一般旅客自動車運送事業者 の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 千葉ウエスト塩浜・舞浜労働組合	市川分会 分会長 塩浜分会 分会長

(案)

市川市公共交通協議会 バス交通分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川市公共交通協議会規約第12条第2項に基づき、市川市公共交通協議会のバス交通分科会の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 バス交通分科会は、市川市公共交通協議会規約第2条に掲げる業務のうち、市川市公共交通協議会会長の指示を受け、バス利用者がより効用の高いサービスを享受できるよう次の事項について調査、検討及び協議を行うものとする。

- (1) 新設道路の供用に伴うバス運行路線
- (2) 路線バス走行環境の整備
- (3) その他の利用促進策

(組織)

第3条 バス交通分科会は別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 バス交通分科会には、次の者を置く。

- (1) 座長 1名

(座長)

第5条 座長は市川市公共交通協議会事務局である市川市が務める。

- 2 座長は、バス交通分科会を運営し、その会を総轄する。

(会議)

第6条 バス交通分科会は、座長が召集する。この場合においては、座長は、別表に掲げる者のうち、会議に関係する者のみを召集することができる。

- 2 都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この際、あらかじめ座長に代理の者の氏名、役職等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を分科会に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(報告)

第7条 座長は、バス交通分科会の協議経過及び結果について、市川市公共交通協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 バス交通分科会の庶務は、市川市公共交通協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、バス交通分科会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月3日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年10月29日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表

	区分	対象組織	職名
1	公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト(株)	課長
2	道路管理者	首都国道事務所	調査設計課長
3		東日本高速道路(株) 関東支社千葉工事事務所	工務課長
4		葛南土木事務所	調整課長
5		市川市	道路管理課長

(案)

市川市公共交通協議会 地方版図柄入りナンバープレート分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川市公共交通協議会規約第12条第2項に基づき、市川市公共交通協議会の地方版図柄入りナンバープレート分科会の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 地方版図柄入りナンバープレート分科会は、市川市公共交通協議会規約第2条に掲げる業務のうち、市川市公共交通協議会会長の指示を受け、「市川ナンバー」及び市川の特徴を取り入れた図柄入りナンバーの導入を進めるため、次の事項について協議等を行うものとする。

- (1) 公募作品の審査、選定にあたっての意見の提出
- (2) その他

(組織)

第3条 地方版図柄入りナンバープレート分科会は別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 地方版図柄入りナンバープレート分科会には、次の者を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名

(座長)

第5条 座長は互選により定める。

- 2 座長は、地方版図柄入りナンバープレート分科会を運営し、その会を総轄する。

(副座長)

第6条 副座長は、別表に掲げる者のうちより座長が指名する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(会議)

第7条 地方版図柄入りナンバープレート分科会は、座長が召集し、別表に掲げる者から会議に係る者を出席させる。

- 2 都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この際、あらか

じめ座長または事務局に代理の者の氏名、役職等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 3 座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を分科会に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(報償)

第8条 委員には報償を支給する。

- 2 座長および副座長には日額9,100円を支給するものとする。
- 3 座長および副座長以外の委員には日額2,500円を支給するものとする。

(報告)

第9条 座長は、地方版図柄入りナンバープレート分科会の協議経過及び結果について、市川市公共交通協議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 地方版図柄入りナンバー分科会の庶務は、市川市公共交通協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、地方版図柄入りナンバー分科会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

	区分	対象組織	役職
1	公共交通事業者	京成バス千葉ウエスト（株）	課長
2	学識経験者	デザイン選定に係る専門知識を有する者	大学教授
3	実務経験者	デザイン作成等に係る専門技能を有する者	デザイナー
4	公安委員会	市川警察署	交通課長
5		行徳警察署	交通課長
6	観光事業者	市川市観光協会	事務局長
7	市町村	市川市	企画課長
8	市町村（事務局）	市川市	交通計画課長

市川市公共交通協議会 令和 7 年度事業報告

○事業概要

【第 1 回協議会】

1. 年 月 令和 7 年 5 月 2 8 日
2. 内 容
 1. 令和 6 年度(1)事業報告及び(2)歳入歳出決算について
 2. 令和 7 年度(1)事業計画及び(2)歳入歳出予算について
 3. 規約別表の改正について
 4. コミュニティバス北東部ルート検証実験について
 5. コミュニティバス南部ルート検証実験について
 6. バス運転士・タクシー乗務員の不足に対する取組について
 7. 市川市へのデマンド交通の導入について

【第 2 回協議会】

1. 年 月 令和 7 年 1 0 月 2 9 日
2. 内 容
 1. 移動プラン 7 5 信篤地域運行事業（デマンド型乗合タクシーの実証運行）について
 2. バス運転士・タクシー乗務員の不足に対する取組について

以上の他、担当者会議を開催している。

以 上

令和7年度 市川市公共交通協議会
歳入・歳出決算書

議題2

1 歳 入

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比較増減額	摘要
1 負 担 金	0	0	0	
2 補 助 金	0	0	0	
3 繰 越 金	297,428	297,428	0	前年度からの繰越金
4 諸 収 入		464	464	預金利息
合 計	297,428	297,892	464	

2 歳 出

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	残額	摘 要
1 運 営 費	110,000	35,510	74,490	
(1) 会議費	100,000	33,200	66,800	委員報奨(償)
(2) 事務費	10,000	2,310	7,690	
2 事 業 費	0	0	0	
(1) 事業費	0	0	0	
3 予備費	187,428	0	187,428	
(1) 予備費	187,428	0	187,428	
計	297,428	35,510	261,918	

※歳入決算合計(297,892円)－歳出決算合計(35,510円)＝差引残額(262,382円)
(令和8年度へ繰越)

監査報告書

市川市公共交通協議会の令和7年度歳入歳出決算に関する会計書類について監査したところ、適正に処理され、決算報告のとおり相違ないことを確認いたしました。

令和8年4月 21 日

市川市公共交通協議会

監 査 梶 垣 カツ 

監 査 蔵 部 高 志 

市川市公共交通協議会 令和8年度事業計画

○事業概要

【第1回協議会】

1. 年 月 令和8年5月27日(水) 14時
2. 内 容
 - (1) 規約改定（本会議、バス分科会、図柄分科会）
 - (2) 令和7年度(1)事業報告及び(2)歳入歳出決算について
 - (3) 令和8年度(1)事業計画及び(2)歳入歳出予算について
 - (4) デマンド型乗合タクシーの報告と今後の方針
 - (5) コミュニティバス北東部ルート of 報告と今後の方針
 - (6) バス運転士・タクシー乗務員の不足に対する取組

【第2回協議会】※書面協議の場合有り

1. 年月 令和8年7月
2. 内容
 - (1) デマンド型乗合タクシーの今後の方針について

【第3回協議会】※書面協議の場合あり

1. 年月 令和8年度中
2. 内容
 - (1) コミュニティバス北東部ルートの今後の方針について

※協議会は、コミュニティバス検証実験運行の進捗や公共交通の利用促進に向けた取組などの状況を考慮し、開催を検討する。

※分科会は、別途、必要に応じて開催する。

※公共交通に係る各課題に対しては、必要に応じて担当学会議を開催する。

令和8年度 市川市公共交通協議会
歳入・歳出予算書

議題 3

1 歳 入

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額(A-B)	摘 要
1 負 担 金	0	0	0	市負担金
2 補 助 金	0	0	0	
3 繰 越 金	262,382	297,428	▲ 35,046	
4 諸 収 入	0	0	0	
合 計	262,382	297,428	▲ 35,046	

2 歳 出

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額(A-B)	摘 要
1 運 営 費	110,000	110,000	0	
(1) 会議費	100,000	100,000	0	委員報償
(2) 事務費	10,000	10,000	0	
2 事 業 費	0	0	0	
(1) 事業費	0	0	0	
3 予備費	152,382	187,428	▲ 35,046	
(1) 予備費	152,382	187,428	▲ 35,046	
合 計	262,382	297,428	▲ 35,046	

コミュニティバス北東部ルート運行状況について

市川市コミュニティバス運行指針では、2ヵ年間連続で採算率 40%を下回った場合は運行を取りやめることになっておりますが、今後の方針として、運行を継続させたいと考えております。

方針の詳細につきましては、現在、検討しておりますので、今回は運行状況を報告するにとどめ、検討案がまとまりましたら、本会でお示しいたします。

1. 現状

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度、7年度差
運行経費	66,583千円	70,370千円	72,318千円	1,948千円増
運賃収入	14,006千円	15,704千円	17,492千円	1,788千円増
利用者数	100,287人	113,519人	126,261人	12,742人増
採算率	27.1%	24.8%	26.0%	1.2ポイント増
1人あたりの行政負担額	524円	482円	434円	48円減

※令和5、6年度の採算率は令和6年度第1回市川市公共交通協議会で運行継続基準の適用から除外することで承認されている

2. 利用者数

○令和6年4月～令和7年3月

単位：人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
8,479	8,874	9,102	10,829	10,405	10,084	10,627	9,697	9,225	8,693	7,786	9,718	113,519

○令和7年4月～令和8年3月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
9,661	9,740	10,533	11,359	11,549	11,125	11,018	9,734	10,292	9,325	9,725	12,200	126,261
対前年比												
1.14	1.10	1.16	1.05	1.11	1.10	1.04	1.00	1.12	1.07	1.25	1.26	1.11

・前年と対比した結果12,742人の増であり、すべての月で前年度の利用者数を上回る結果となった。

3. バス停別乗降人数

○期間:令和 7 年4月～令和 8 年 3 月の 1 日平均乗降人数(多い順)

Aルート

月～土	人
船橋法典駅入口	31.5
松飛台駅	17.2
保健医療福祉センター	10.0
動植物園	9.9
大野中央病院内	8.5
大町第一団地	6.4
柏井小学校	6.1
法典の湯	6.0
唱行寺入口	5.1
柏井一丁目	5.0
駒形（コミ）	4.5
浜道（コミ）	3.7
市川学園	3.5
妙正寺	3.5
大野町三丁目	2.7
柏井緑地	2.7
市川斎場	2.6
柏井県営住宅	2.5
千足	2.3
市川市霊園（コミ）	1.8
本北方三丁目	1.7
医療センター入口	1.7
北方町四丁目	1.7
北方町四丁目坂下	1.6
北方市営住宅	1.4
姥山貝塚公園	0.9
大野中央病院	0.7
大町団地入口	0.5

日祝	人
船橋法典駅入口	20.7
松飛台駅	16.5
動植物園	13.8
法典の湯	3.5
市川斎場	2.6
大町第一団地	2.5
柏井一丁目	2.4
保健医療福祉センター	2.3
浜道（コミ）	2.3
市川学園	2.2
妙正寺	2.1
柏井小学校	2.1
駒形（コミ）	2.0
唱行寺入口	1.9
医療センター入口	1.8
大野中央病院内	1.6
市川市霊園（コミ）	1.5
柏井県営住宅	1.3
柏井緑地	1.0
北方町四丁目坂下	0.9
大野町三丁目	0.9
北方市営住宅	0.8
本北方三丁目	0.8
北方町四丁目	0.8
姥山貝塚公園	0.7
千足	0.6
大町団地入口	0.4
大野中央病院	0.3

Bルート

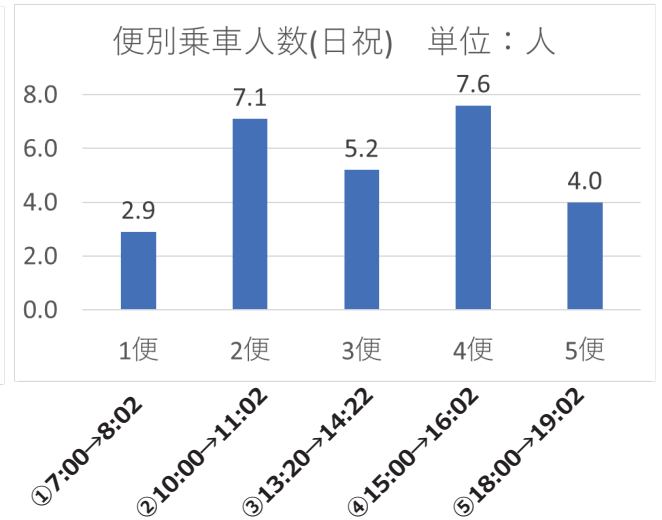
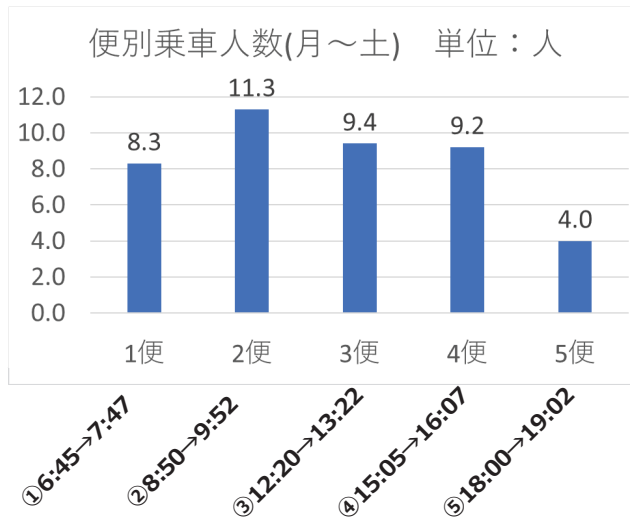
月～土	人
市川大野駅	223.4
大柏出張所	54.9
大野中央病院内	52.7
保健医療福祉センター	49.3
現代産業科学館・メディアパーク	43.8
大野小学校	32.4
大野町三丁目	21.4
南大野二丁目	16.7
大野町一丁目	16.6
梨風第一公園	16.6
梨風苑	16.4
法務局	13.6
南大野一丁目	11.6
第五中グラウンド	10.2
郵便局	7.9
若宮小学校	5.9
東部公民館入口	5.2
若宮入口	4.9
迎米	4.8
宮久保三丁目	3.9
北方	3.6
東菅野四丁目	3.2
東部公民館	3.0
宮久保小学校	3.0
大野中央病院	2.8
鬼越二丁目	2.7
中山団地	2.2
深町通り	1.7
深町坂上	1.6
市川学園	1.4
子の神東公園	1.1

日祝	人
現代産業科学館・メディアパーク	43.0
市川大野駅	42.7
大柏出張所	14.3
大野小学校	9.3
保健医療福祉センター	7.4
若宮入口	6.4
大野中央病院内	5.9
梨風苑	5.1
南大野二丁目	4.9
若宮小学校	4.9
大野町一丁目	4.6
東部公民館入口	4.4
宮久保三丁目	3.8
市川学園	3.7
大野町三丁目	3.7
梨風第一公園	3.7
第五中グラウンド	3.2
北方	3.2
南大野一丁目	3.1
東菅野四丁目	3.0
宮久保小学校	2.6
東部公民館	2.1
鬼越二丁目	2.0
中山団地	1.9
法務局	1.7
深町通り	1.5
深町坂上	1.5
迎米	1.4
大野中央病院	1.4
郵便局	1.3
子の神東公園	1.2

4. 便別乗車人数

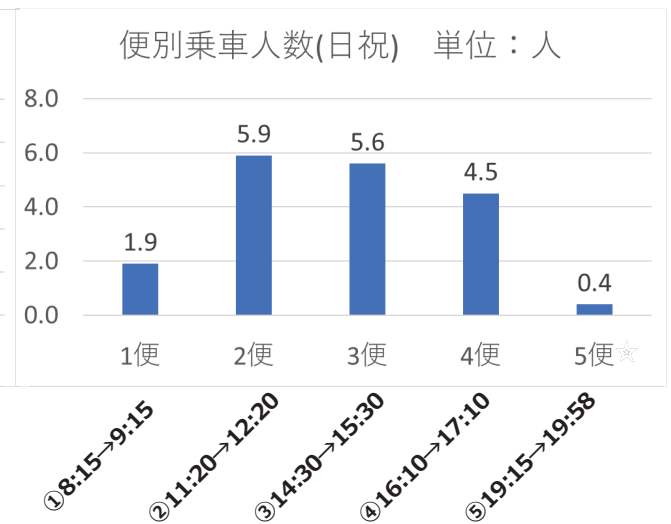
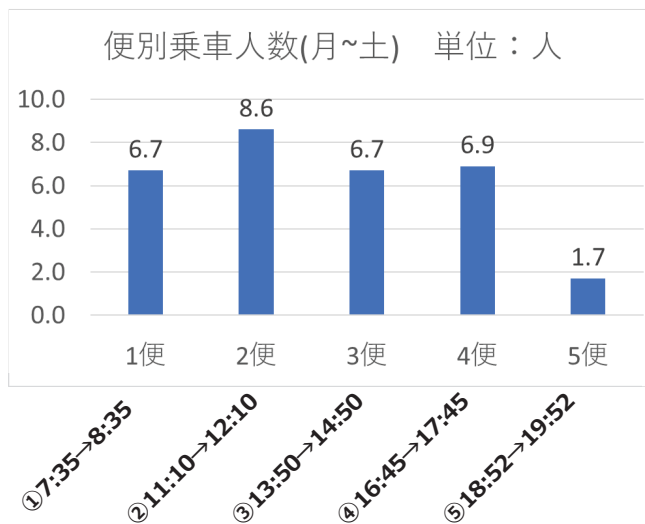
○期間：令和 7 年4月～令和 8 年 3 月の1日平均乗車人数

Aルート 松飛台駅→大野中央病院内

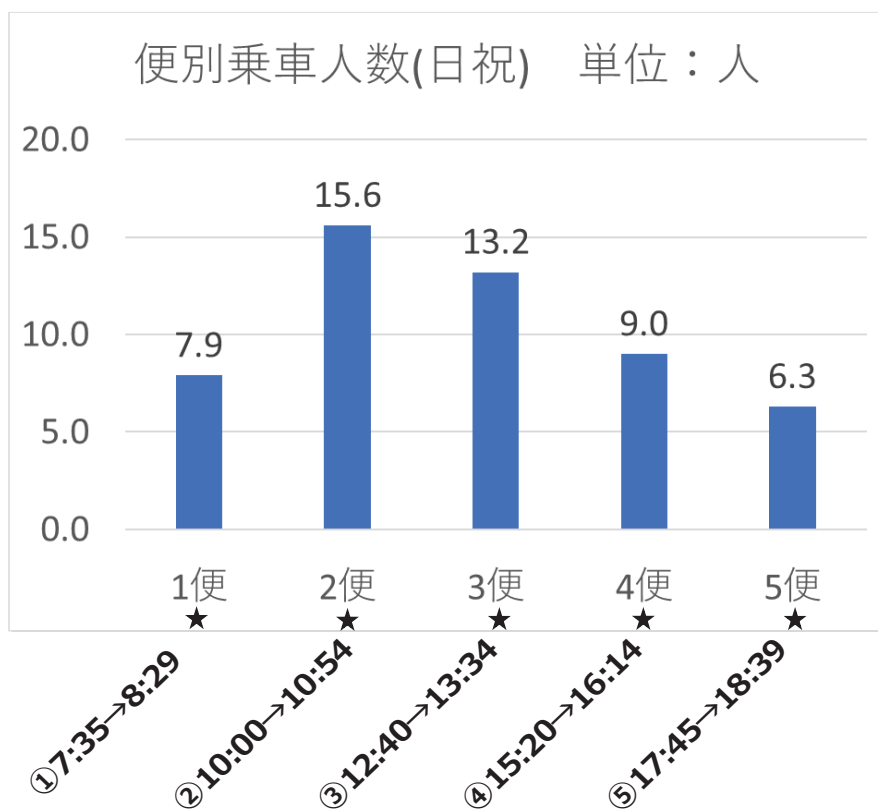
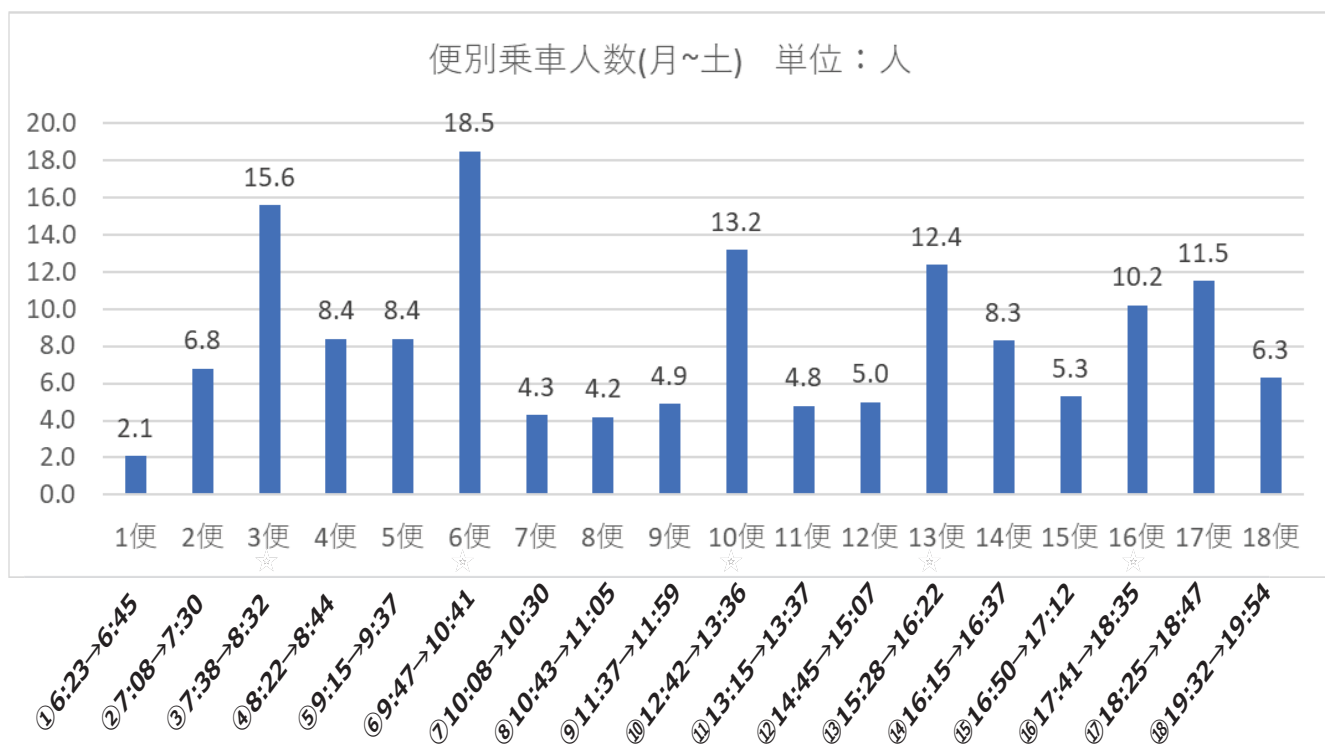


Aルート 大野中央病院内→松飛台駅

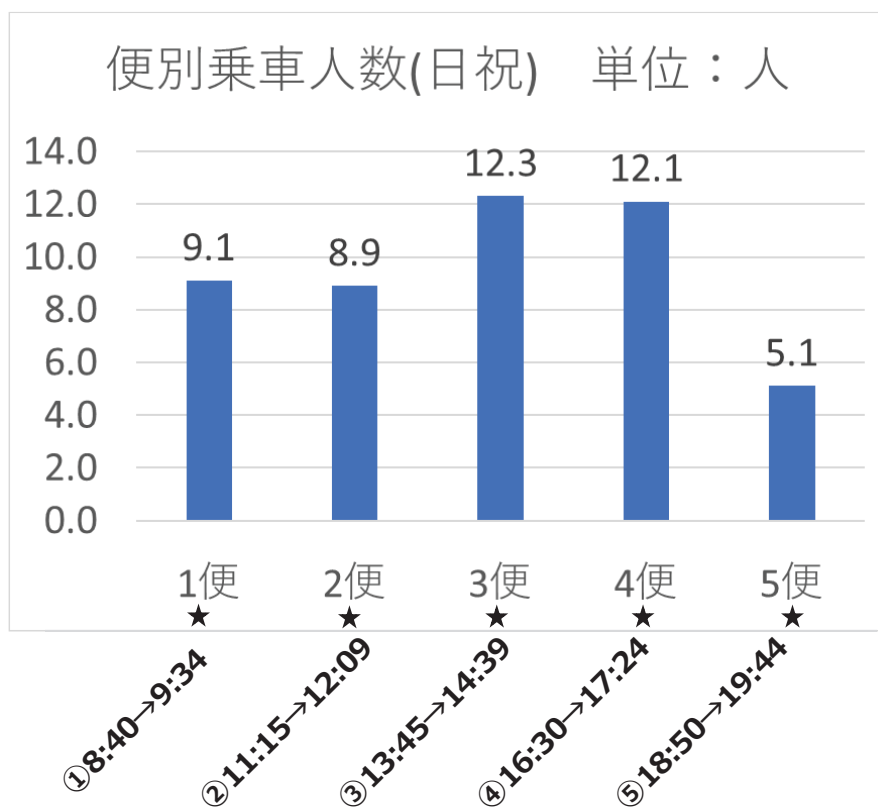
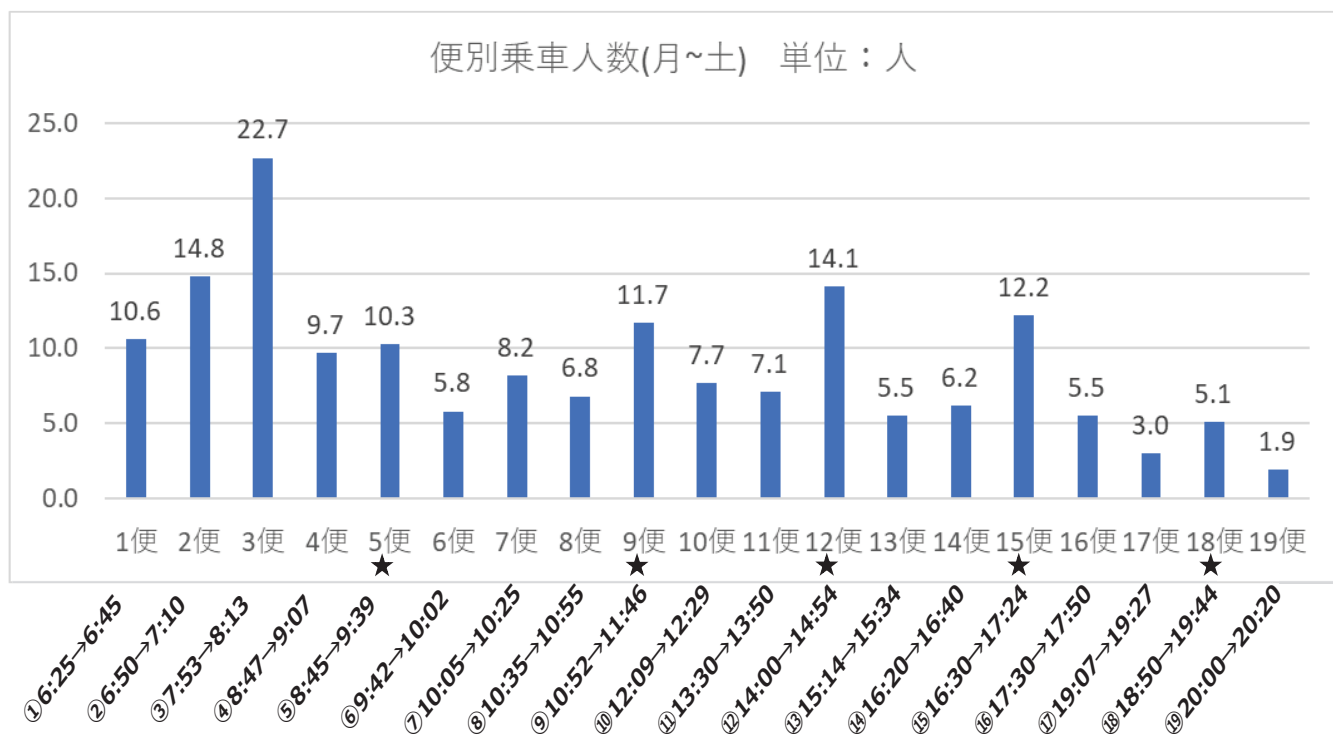
★…保健医療福祉センター止まり



B ルート 保健医療福祉センター→大野中央病院内→現代産業科学館・メディアパーク
★・・・現代産業科学館・メディアパーク行き



B ルート 現代産業科学館・メディアパーク→大野中央病院内→保健医療福祉センター
★・・・現代産業科学館・メディアパーク発



移動プラン75信篤地域運行事業 (デマンド型乗合タクシーの実証運行)について

1. デマンド型乗合タクシーの運行状況

1) 運行状況の整理および傾向の把握

令和7年度(5か月分)の運行実績について、運行実績表および OD 表(乗降スポットの利用状況)を作成、次頁以降参照。

●運行実績表

- ・デマンド型乗合タクシーの利用者からは、5段階評価で概ね「5」であり、高い評価を得ている。
- ・5か月の利用者数838人、1日当たり約5.55人の利用となっている。
- ・利用登録者数248人は、信篤地域の人口約3万人に対して0.8%に留まっている。
- ・乗合効率は1台当たり1.22人となっており、家族や友人と乗り合わせていることが多い。
- ・高齢者利用率は全体の利用に対して77.8%、75歳以上の割合が67.8%となっている。
- ・1人当たりの行政負担額が5,728円、収支率が6.4%と、利用促進により運行状況を改善する必要性がある。

●OD 表(乗降スポット利用状況)

- ・乗降場所としては、原木地区(原木東口、市川市第二水防庫)と田尻地区(五丁目北、四丁目)の利用が多い状況である。
- ・降車場所としては、駅(原木中山、本八幡、西船橋)や信篤公民館が多く、比較的、信篤地域外への移動中継手段として利用されていると考えられる。
- ・乗車場所と降車場所の利用回数を比較した際に、往復での利用が比較的少ない状況である。

【移動プラン75信篤地域運行事業】
デマンド型乗合タクシー運行実績について

令和8年3月 道路交通部 交通計画課

検証項目	指標	単位	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	総括	備 考
利用者満足度	5段階評価アンケート(平均値)						4.98	4.98	
	〃 (最頻値)						5	5	デマンド利用者を対象に乗務員がヒアリング
運行効率	利用者数 A	人	118	191	168	148	213	838	
	登録者数 B	人	109	48	33	20	38	248	
	稼働回数 C	便	97	148	133	126	183	687	
	〃 (2台目のみ)C'	便	8	21	22	19	35	105	
	運行日数 D	日	30	31	31	28	31	151	
	1日平均利用者数(A/D)	人/日	3.93	6.16	5.42	5.29	6.87	5.55	
	車両稼働率 (C/20*D)	%	16.2	23.9	21.5	20.3	29.5	28.6	稼働便数/1日20便(2台)
	〃 (2台目のみ)(C'/20*D)	%	2.7	6.8	7.1	6.1	11.3	11.4	
	乗合効率 (A/C)	人/台	1.22	1.29	1.26	1.17	1.16	1.22	
	実利用者 E	人	49	74	63	77	68	138	
	リピート者数 F	人	24	43	33	28	41	95	年度内で利用回数が通算2回以上
	利用頻度(リピート率) (F/E)	%	49.0	58.1	52.4	36.4	60.3	68.8	
社会的効果	高齢者利用数(65歳以上) G	人	100	152	127	113	160	652	
	〃 (75歳以上) H	人	88	126	112	96	146	568	
	高齢者利用率(65歳以上) (G/A)	%	84.7	79.6	75.6	76.4	75.1	77.8	
	〃 (75歳以上) (H/A)	%	74.6	66.0	66.7	64.9	68.5	67.8	
	高齢者登録数(65歳以上) I	人	83	25	26	14	25	173	
	〃 (75歳以上) J	人	70	20	21	10	16	137	
	高齢者登録者率(65歳以上) (I/B)	%	76.1	52.1	78.8	70.0	65.8	69.8	
	〃 (75歳以上) (J/B)	%	64.2	41.7	63.6	50.0	42.1	55.2	
経済性	運行費 K	円	981,000	1,026,000	1,044,000	957,000	1,119,000	5,127,000	
	運賃収入 L	円	47,100	73,800	65,900	57,900	82,500	327,200	チケット収入含む
	行政負担額 M	円	933,900	952,200	978,100	883,300	1,036,500	4,799,800	
	運行コスト(1人当たりの行政負担額) (M/A)	円/人	7,914	4,985	5,822	5,968	4,866	5,728	
	収支率 (L/K)	%	4.8	7.2	6.3	6.1	7.4	6.4	

【信篤地域】 田尻・原木・高谷・二俣

地域人口 約30,000人

65歳以上 約 5,700人

※内、ゴールドシニア(75歳以上 約 3,000人)

デマンド型乗合タクシー 乗降スポットOD表

令和8年3月 道路交通部交通計画課

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	A	B	C	計
	降車 乗車	オーケー市川田尻店	ヤオコー市川田尻店	田尻五丁目北	田尻二丁目	田尻四丁目	原木中山駅	信篤公民館	高谷	原木中山駅入口	信篤小学校入口	日枝神社	原木山	原木東口	二俣郵便局	二俣小学校	二俣新町駅入口	市川市第二水防庫	原木橋公園入口	ヒノデ第一交通	市川東病院	ウエルフェアグリーン原木	二俣二丁目	本八幡駅南口	市川市文化会館	西船橋駅南口	
1	オーケー市川田尻店						3			8				1								1		13	5	4	35
2	ヤオコー市川田尻店						3	4		1				2	9			2						9	1		31
3	田尻五丁目北						15	23		1	2						2							26	7	4	80
4	田尻二丁目																							14		1	15
5	田尻四丁目						22	14		2				1	1			1		1				36	4	24	106
6	原木中山駅		2	6		4								8	4			28	1					4	1		58
7	信篤公民館		1	5		2								24	2	4						2		3	3		46
8	高谷																							6			6
9	原木中山駅入口													1	2			1			1			2	3		10
10	信篤小学校入口		1			1		1																23		1	27
11	日枝神社																										0
12	原木山						2	8		2												5		5	2		24
13	原木東口		2				8	29	1	4												15	1	8		15	83
14	二俣郵便局	1	12			2	4	2		2												3		14	2	9	51
15	二俣小学校					4		8																			12
16	二俣新町駅入口			2			1	1																			4
17	市川市第二水防庫		2			1	28	15	1	1				1								13		12	6	39	119
18	原木橋公園入口						2	1																2		3	8
19	ヒノデ第一交通											1															1
20	市川東病院																	4									4
21	ウエルフェアグリーン原木						8		1													18		16		2	45
22	二俣二丁目																										0
A	本八幡駅南口	3	3	8	1	3	1	4	1	2	3		4	1	3			6	1			3					47
B	市川市文化会館	4		7											2			3									16
C	西船橋駅南口													3				7									10
計		8	23	28	1	17	97	110	4	12	16	1	4	41	24	4	2	52	2		56	6	1	193	34	102	

2) アンケート調査

【調査概要】

調査期間: 令和8年3月6日～4月6日

回答方法: WEB アンケート

周知方法: SNS(X、Facebook、LINE)での通知、二次元コード配布(タクシー利用者)

調査範囲: 市内全域

回 答 数: 計196人(うち、信篤地域は71人)

質問内容

Q 1: 年代をお知らせください

Q 2: お住いの地区をお知らせください

Q 3: 平日・休日問わず外出時の代表的な移動手段を教えてください

Q 4: Q3で選んだものの他に利用している移動手段を教えてください

Q 5: 移動目的について(複数回答可)

Q 6: 信篤・二俣地区“内”(田尻、高谷、原木、二俣)での主な外出先を教えてください

Q 7: 【Q6で鉄道駅を選んだ方に伺います。】駅名を教えてください

Q 8: 信篤・二俣地区“外”での主な外出先を教えてください

Q 9: 【Q8で鉄道駅を選んだ方に伺います】駅名を教えてください

Q10: 信篤地域デマンド型乗合タクシーを知っていましたか

Q11: 【Q10で知っていたを選んだ方に伺います】信篤地域デマンド型乗合タクシーは何で知りましたか

Q12: 信篤地域デマンド型乗合タクシーを使ったことがありますか

Q13: 【Q10で知らなかった、またはQ12で使ったことはないを選んだ方に伺います】信篤地域デマンド型乗合タクシーを使いたいと思いますか

Q14: 【Q12で使ったことがあるを選んだ方に伺います】

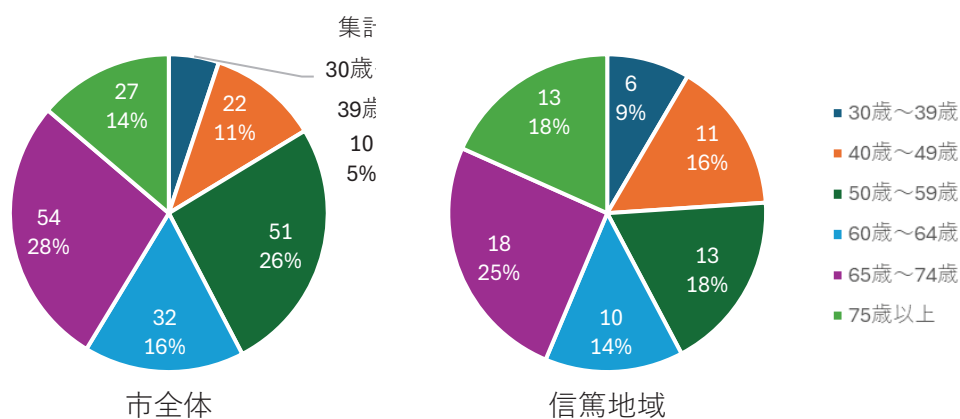
現在の信篤地域デマンド型乗合タクシーを今後も使いたいか教えてください

Q15: 【Q13で使わないを選んだ方に伺います】使わない理由を教えてください

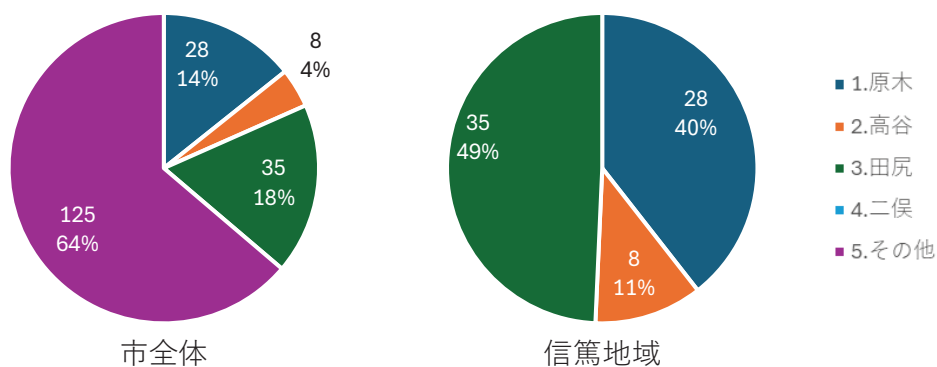
アンケート結果については次頁以降参照。

信篤地域デマンド型乗合タクシーに関するアンケート

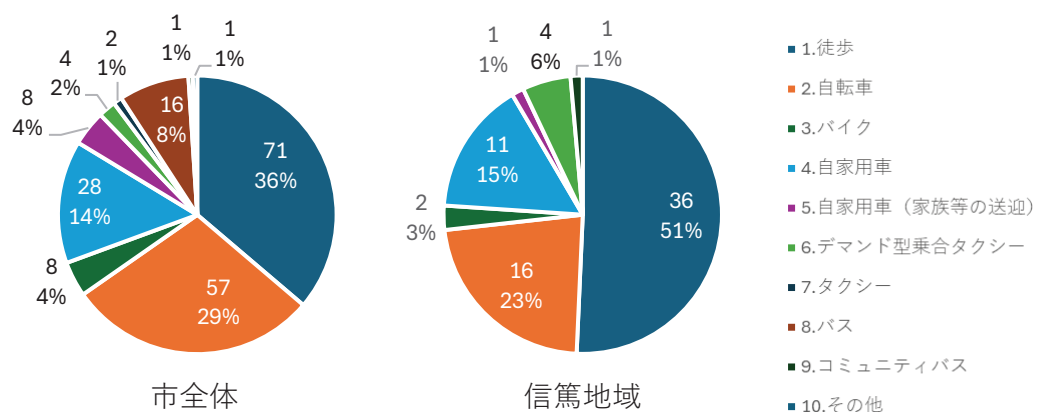
Q1：年代をお知らせください



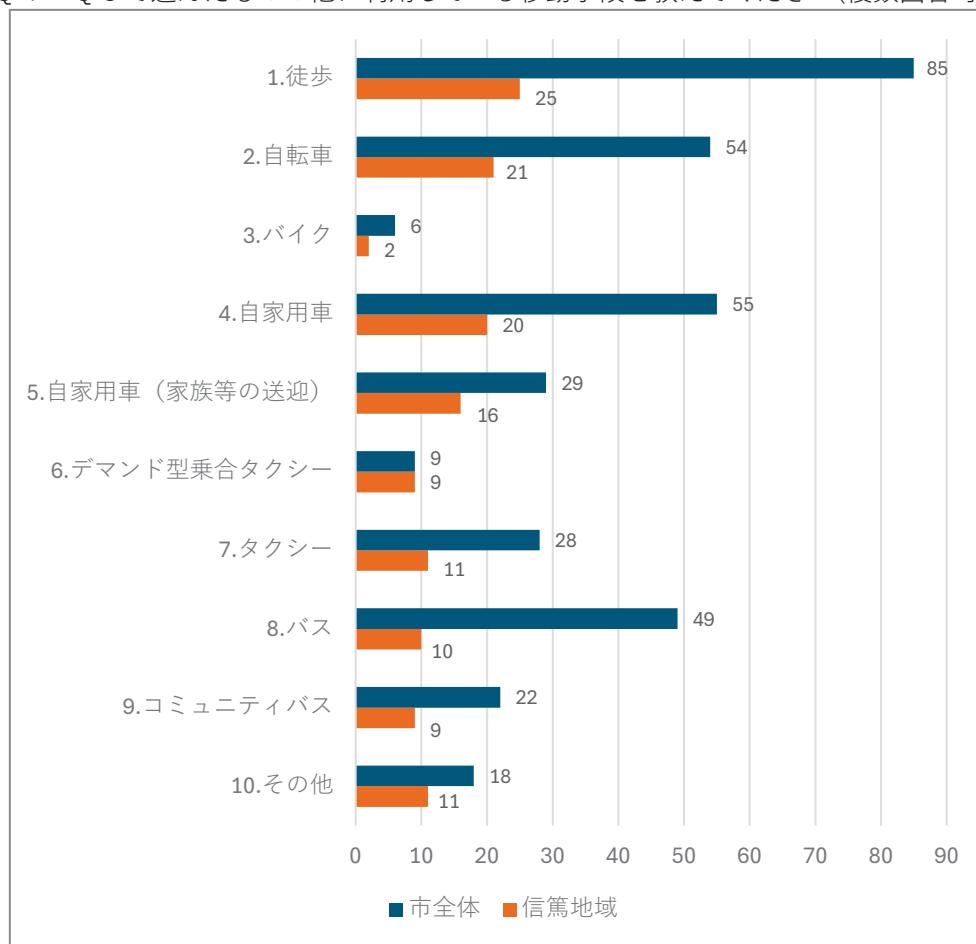
Q2：お住いの地区をお知らせください



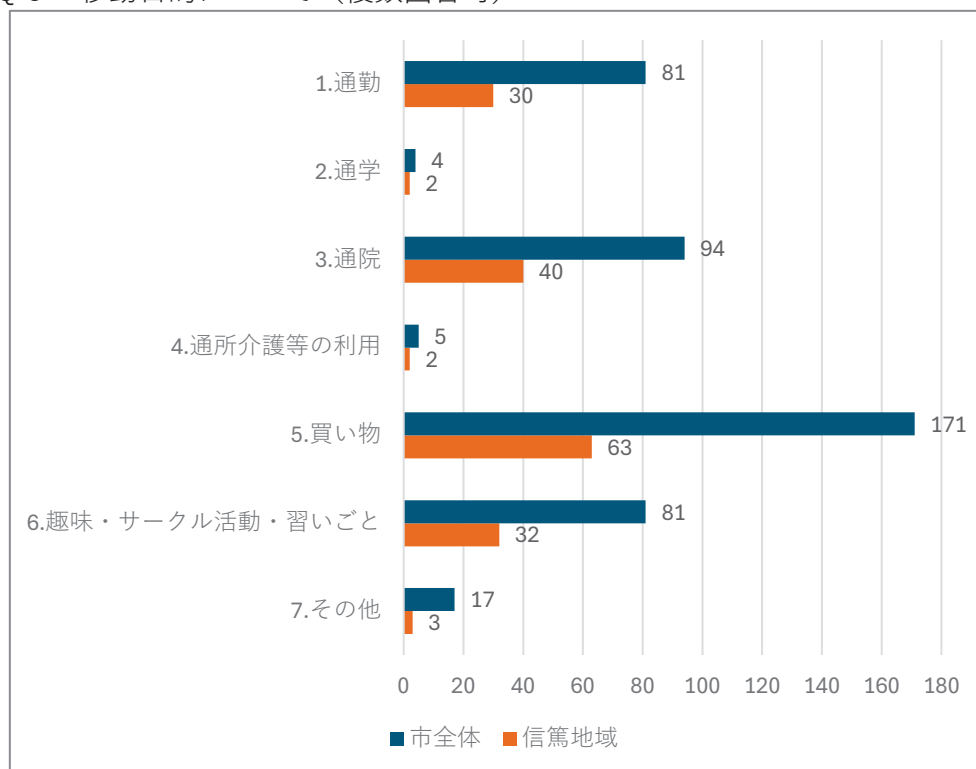
Q3：平日・休日問わず外出時の代表的な移動手段を教えてください



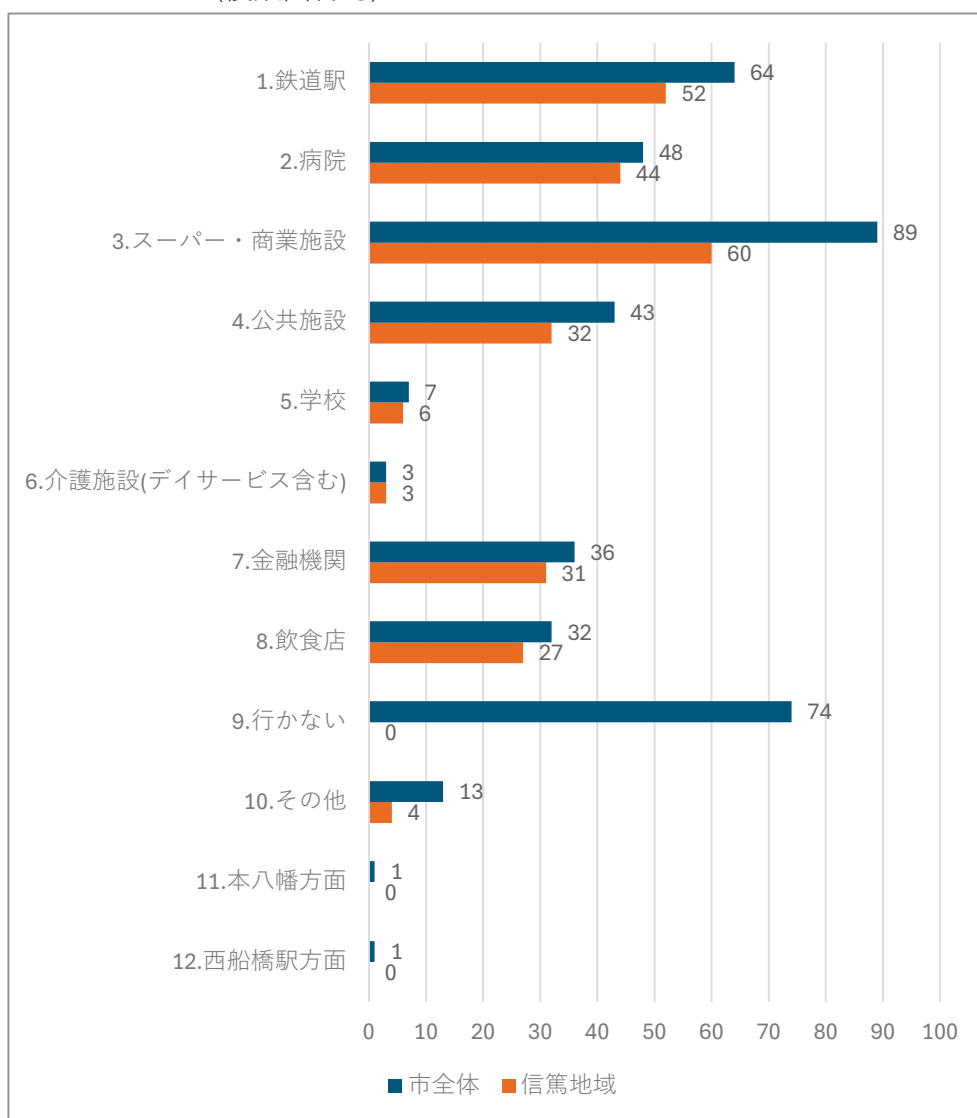
Q 4：Q 3 で選んだものの他に利用している移動手段を教えてください(複数回答可)



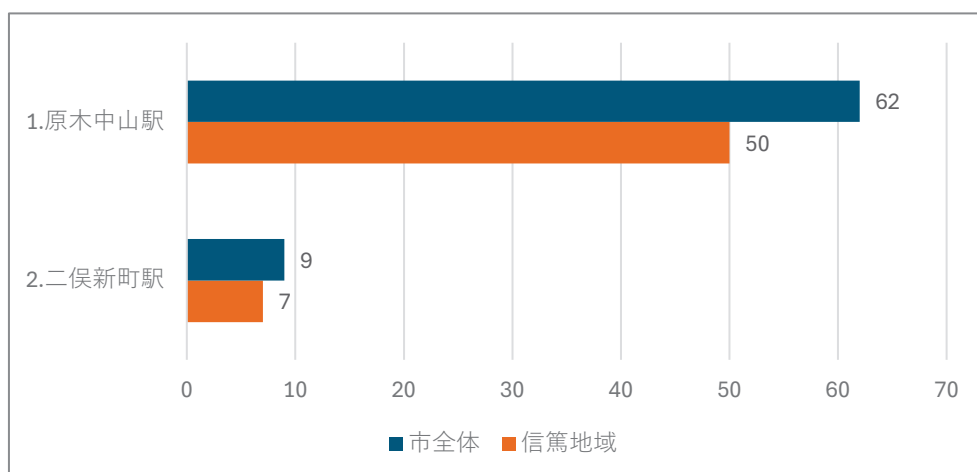
Q 5：移動目的について (複数回答可)



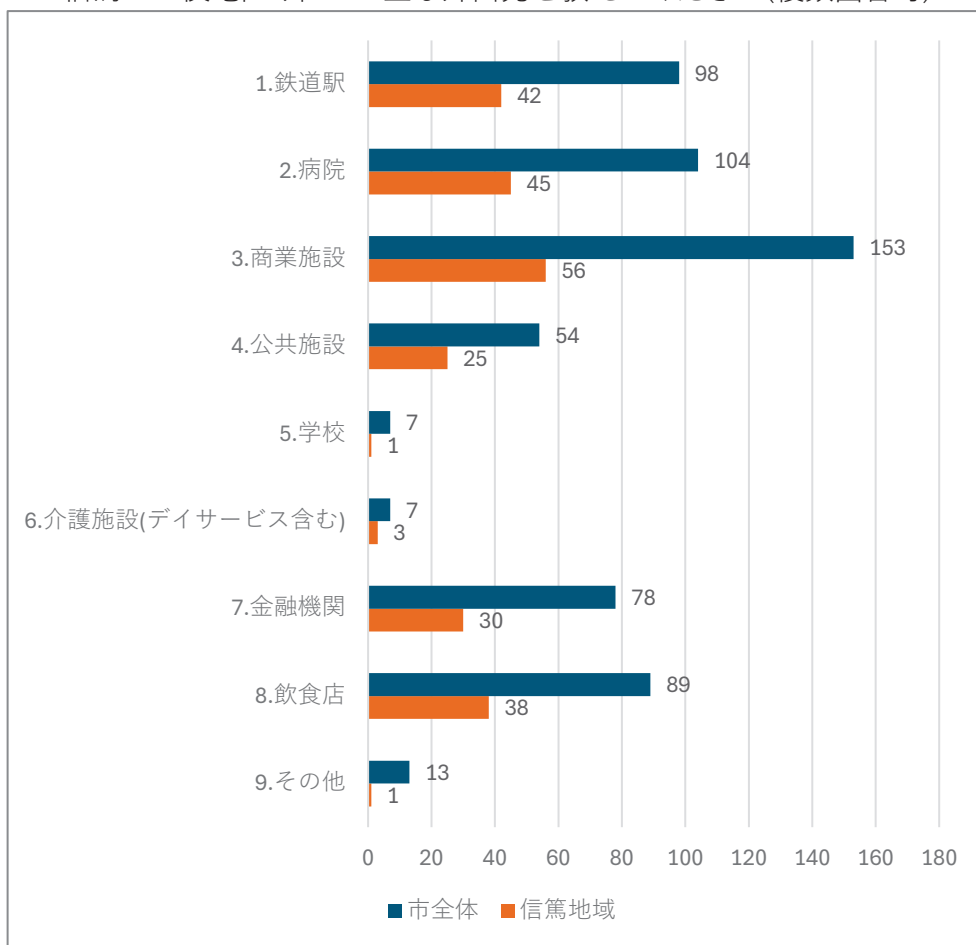
Q 6：信篤・二俣地区“内”(田尻、高谷、原木、二俣)での主な外出先を教えてください(複数回答可)



Q 7：【Q 6で鉄道駅を選んだ方に伺います。】
駅名を教えてください(複数回答可)

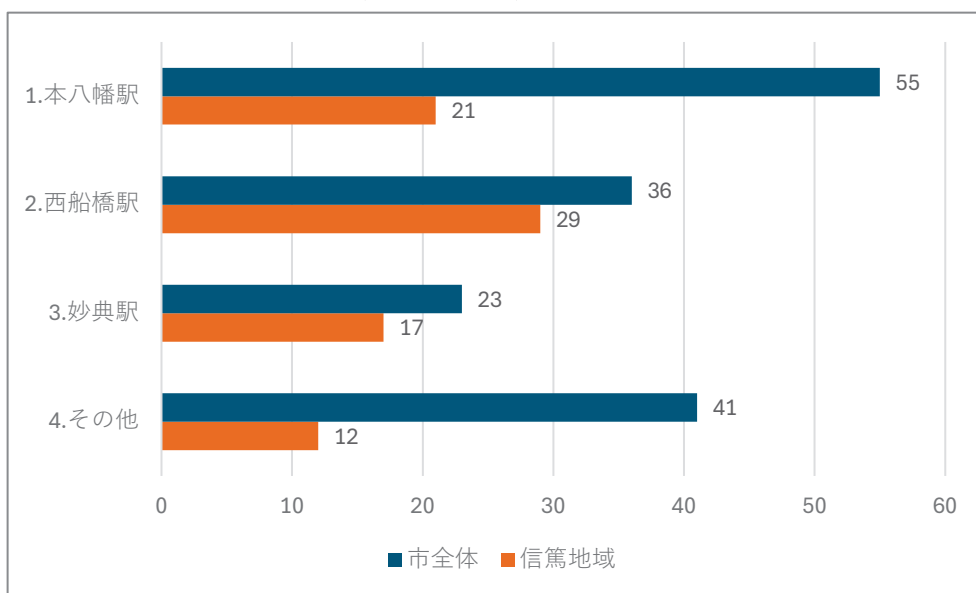


Q 8：信篤・二俣地区“外”での主な外出先を教えてください(複数回答可)

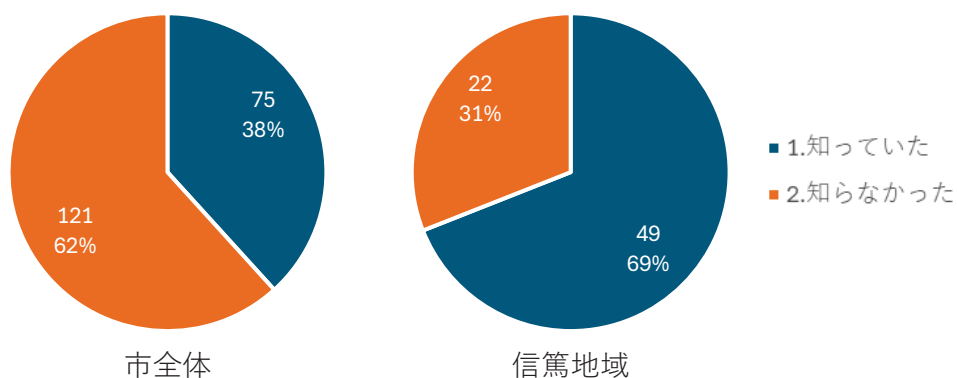


Q 9：【Q 8 で鉄道駅を選んだ方に伺います】

駅名を教えてください(複数回答可)

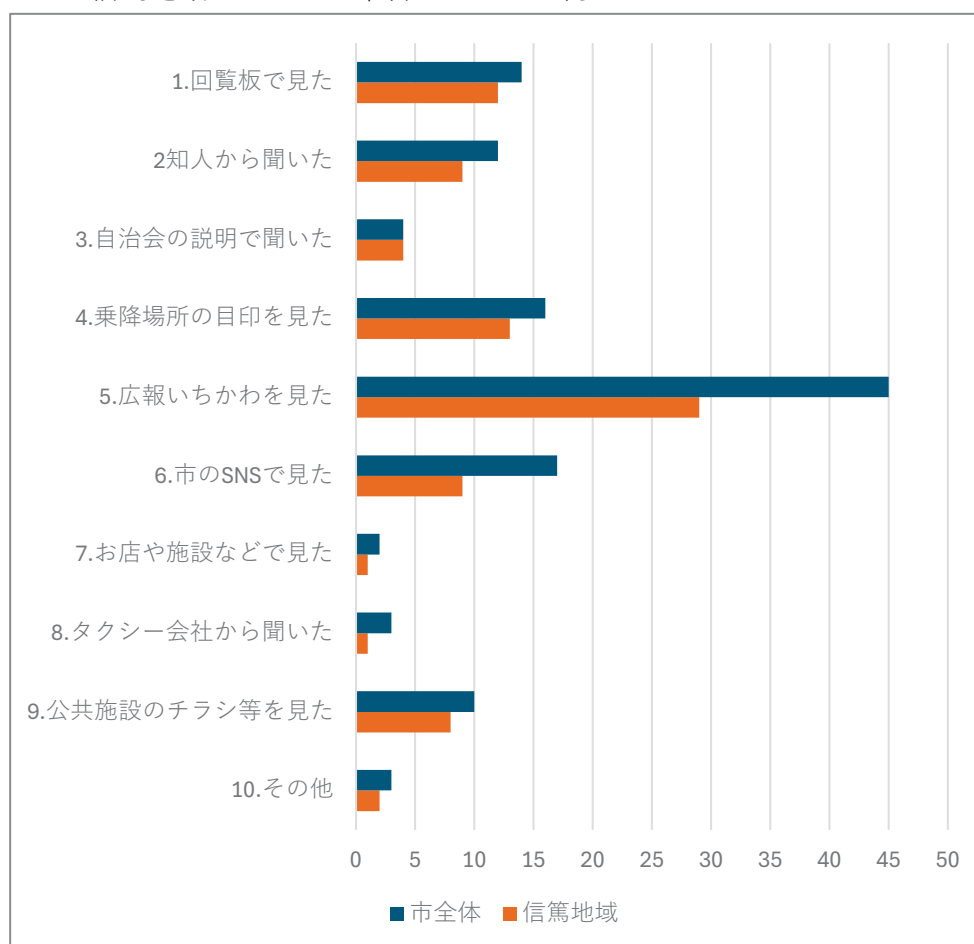


Q 1 0：信篤地域デマンド型乗合タクシーを知っていましたか

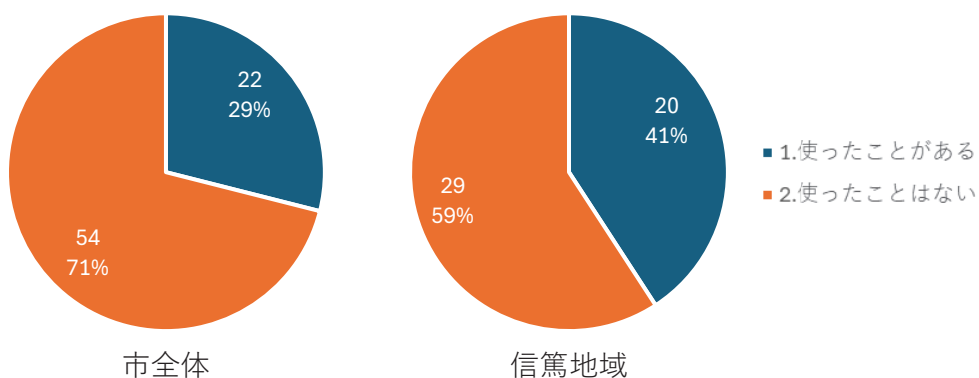


Q 1 1：【Q 1 0 で知っていたを選んだ方に伺います】

信篤地域デマンド型乗合タクシーは何で知りましたか

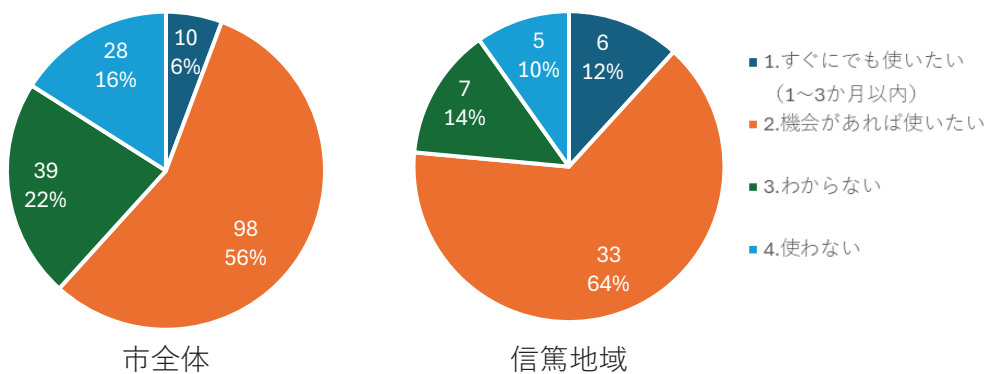


Q 1 2 : 信篤地域デマンド型乗合タクシーを使ったことがありますか



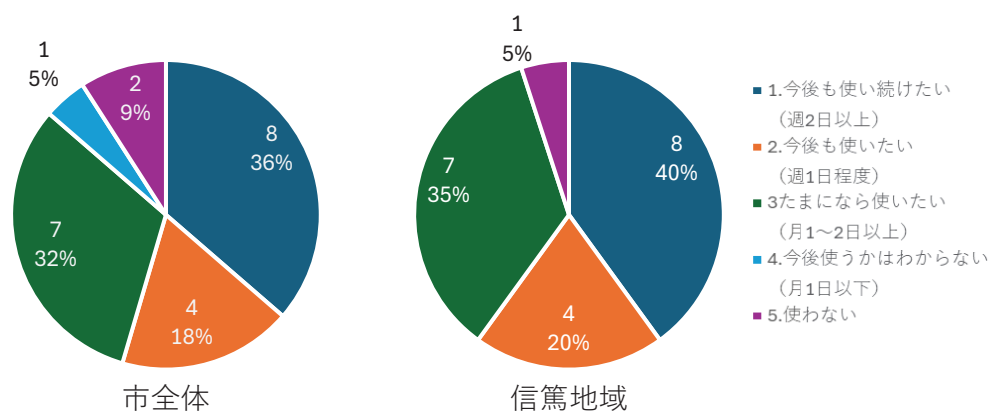
Q 1 3 : 【Q 1 0 で知らなかった、またはQ 1 2 で使ったことはないを選んだ方に伺います】

信篤地域デマンド型乗合タクシーを使いたいと思いますか



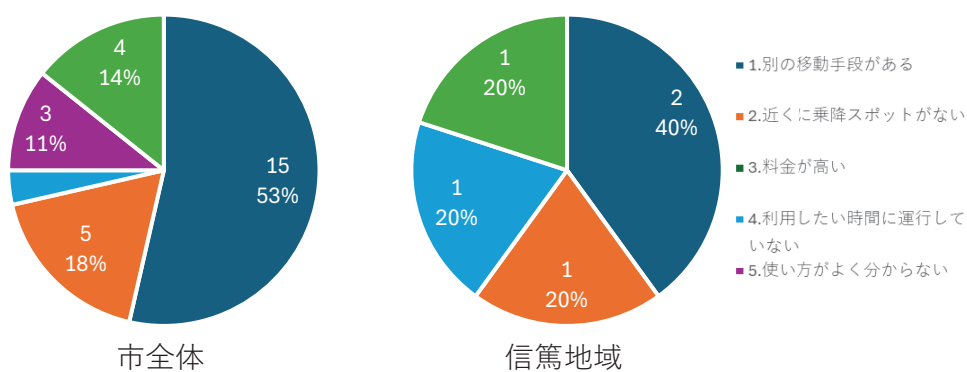
Q 1 4 : 【Q 1 2 で使ったことがあるを選んだ方に伺います】

現在の信篤地域デマンド型乗合タクシーを今後も使いたい教えてください



Q 1 5 : 【Q 1 3 で使わないを選んだ方に伺います】

使わない理由を教えてください



2. 事業継続に向けた課題

一日当たりの利用人数が5.55人と少ない状況が続いており、利用者の属性ごとの移動特性を把握したうえで対策を検討・実施し、利用促進を図る必要がある。また、利用満足度は高いことから「まずは1回利用していただく」取り組みも並行して行う必要がある。

一方で、毎月数件程度であるが予約が成立しない案件が発生しており、これは、利用希望時間から10～20分程度の時間調整に応じていただけないことがほとんどであった。このような事例もあることから、デマンド型乗合タクシーの特性について理解していただくことも、利用促進の一つの要素と考えられる。

3. 地元との課題共有および、協働の推進

当該事業はコミュニティバスの運営とは異なり、実行委員会を有しておらず、地域との協働を図る体制となっていない状況であることから、地元自治会へのヒアリングやPR資料の適宜配布などを通じて、より一層、協働へ向けた取り組みを行う。

今回、運行開始から5か月経っての地元の感想、意見、要望について、各自治会にヒアリングを実施した結果を下表にまとめた。

信篤地域内の自治会	主な感想、意見、要望
田尻自治会	・チケット75の使用ができることをもっと周知すれば利用数が伸びるのでは。 ・利用頻度が高いと見込まれる位置に乗降スポットを設けてほしい。 ・廃線された路線バス行先でもあった妙典駅についても乗降スポットに追加してほしい。 ・乗降スポット間のルート上であれば途中下車できるようにできないか。 ・これから高齢者の割合も増えてくると思うので、いつか乗る時まで運行してほしい。 ・自治会内で説明会や意見交換する場を作りたい。 ・周知はしているが、乗降スポットが遠いため利用者は少ないと思う ・近くにバス停があるので使用していないとの声が多い ・自治会では話題に挙がらない、意見もない
高谷自治会	
原木自治会	
二俣自治会	
ウェルフェアグリーン原木自治会	
ウェルフェアグリーン原木第2自治会	
市川ハイマンション自治会	
東原木自治会	
原木苑自治会	
ルネ南市川自治会	

意見の中で、自治会での説明会等を希望する意見もあったことから、適宜、説明会や意見交換の場を設けるよう検討を進めたい。

4. 今後の予定について

当面は、利用者の特性と利用状況に着目しながら、公共交通として利用促進を図ることが可能か見極めるとともに、地元との意見交換を重ねながら、運行内容の見直しを検討する。

また、次回協議会において実証運行の延長について議案を提出するものとしたい。

6.バス運転士・タクシー乗務員の不足に対する取組について

1.バス運転士・タクシー乗務員の募集説明会の開催

市川市公共交通協議会主催のバス運転士・タクシー乗務員の募集説明会を開催。

2.令和7年度 開催概要・結果

	第1回	第2回
開催日	令和7年10月11日(土) 10時～12時	令和8年2月28日(土) 10時～12時
主 催	市川市公共交通協議会 船橋市地域公共交通活性化協議会	市川市公共交通協議会 船橋市地域公共交通活性化協議会
開催場所	全日警ホール(市川市八幡市民会館)(市川市)	きららホール(船橋市民文化創造館)(船橋市)
参加企業	●バス会社(4社) 京成バス株式会社、京成バス千葉ウエスト株式会社、京成バス千葉セントラル株式会社、平和交通株式会社 ●タクシー会社(8社+京葉支部) 京成タクシーセントラル株式会社、船橋タクシー有限会社、有限会社九十タクシー、ヒノデ第一交通株式会社、八幡交通株式会社、東洋タクシー有限会社、有限会社武藤自動車、浦安タクシー有限会社、千葉県タクシー協会京葉支部	●バス会社(3社) 京成バス千葉ウエスト株式会社、京成バス千葉セントラル株式会社、平和交通株式会社 ●タクシー会社(10社+京葉支部) 京成タクシーセントラル株式会社、船橋タクシー有限会社、有限会社九十タクシー、ヒノデ第一交通株式会社、八幡交通株式会社、東洋タクシー有限会社、有限会社武藤自動車、浦安タクシー有限会社、三ツ矢エミタスタクシー株式会社、エミタスタクシーアスカ株式会社、千葉県タクシー協会京葉支部
参 加 者	12名	32名
採用実績	4名	5名
周 知 (市川市)	SNS(LINE、facebook、X)、掲示(自治会掲示板、事業者HP、鉄道駅(JR以外、商業施設)、公民館、図書館、ハローワーク市川、バス車内、市役所第1庁舎、第2庁舎、デジタルサイネージ)	

3.令和 7 年度 参加状況等

【第 1 回説明会】

・参加人数

12 名(20 代 2 名、40 代 2 名、50 代 6 名、60 代 1 名、70 代 1 名)

・説明会の情報源(複数回答あり)

自治会掲示板 3 名、企業 HP2 名、ハローワーク 2 名、SNS1 名、千葉県 HP1 名、
その他 3 名

【第 2 回説明会】

・参加人数

32 名(20 代 1 名、30 代 3 名、40 代 4 名、50 代 10 名、60 代 13 名、70 代 1 名)

・説明会の情報源(複数回答あり)

自治会掲示板 24 名、広報誌 4 名、ハローワーク 2 名、市 HP1 名

4.令和 8 年度バス運転士・タクシー乗務員の募集説明会の開催

開催概要(予定)

	第 1 回	第 2 回
開催日	令和 8 年 10 月 10 日(土) 13 時～16 時(予定)	令和 9 年 2 月 7 日(日) 午前(時間未定)
主催	市川市公共交通協議会 船橋市地域公共交通活性化協議会	船橋市地域公共交通活性化協議会 市川市公共交通協議会
開催場所	ニッケコルトンプラザ コルトンホール(市川市) 市川市鬼高 1-1-1 JR 本八幡駅/都営新宿線から徒歩約 15 分 京成鬼越駅から徒歩約 10 分	きららホール(船橋市) 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 6 階 JR・東武・京成船橋駅から徒歩約 2 分

5.その他

説明会の開催に加え、以下の取組も引き続き行っていきます。

・協会等で実施する説明会への後援

各取組の実施には条件がありますので、事務局までお問い合わせください。

以 上